

## 京都市小売店等プラスチック発生抑制推進懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市における家庭からの使い捨てプラスチックの更なる削減に向けて、消費者が小売店等での商品購入時に「プラスチック製容器包装」の少ない商品を選択できる環境を整えるため、簡易包装化やリユース容器の利用などに向けた事業者の取組を促す場として懇話会を設置し、その設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本懇話会は、京都市小売店等プラスチック発生抑制推進懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

### (役割)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 構成員への先進事例のノウハウ共有や機運醸成
- (2) 事業者が抱える課題の解決に向けたノウハウやアイデアの掘り起こし
- (3) 市域全体で試行的な取組の水平展開を目指すための検討、意見交換
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (構成)

第4条 懇話会は本市が設置し、15者程度をもって構成する。

- 2 懇話会には、オブザーバーを置くことができる。
- 3 懇話会の構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。
  - (1) 市内で食品スーパー等の小売店を運営する小売事業者
  - (2) 市民団体
  - (3) プラスチックの発生抑制の取組に意欲のある者等
- 4 オブザーバーは、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。
  - (1) 有識者
  - (2) プラスチックの発生抑制に係る知見やノウハウのある者

### (任期)

第5条 構成員の任期は、承諾の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 構成員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は原則、公開とする。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）が公になる場合は、この限りではない。

(謝礼)

第7条 構成員の謝礼は、支給しない。

2 オブザーバーの謝礼は、日額10,000円以内とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月24日から施行する。